

特別支援教育就学奨励制度の事前のお知らせ

1. 特別支援教育就学奨励制度とは

特別支援学級等に在籍又は通級するお子さんの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、必要な経費の一部を援助する制度です。

※本制度は就学援助とは別の制度となり併用は可能ですが、それぞれ申請が必要です。併用する場合、重複する費目は補助金額の高い就学援助より支給いたします。

2. 対象者について

船橋市立の小・中学校に在籍し、次のいずれかに該当する児童生徒の保護者

- ①特別支援学級に在籍している
 - ②通級指導教室に通級している
 - ③学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度※に該当し、通常学級に通学している
- ※市ホームページを参照

3. 申請について

5月下旬頃に改めてお知らせします。申請書が学校から配付されましたらご提出ください。通常学級に通う障害（療育手帳、身体障害者手帳等を持っている）のある児童生徒の保護者は、6月上旬頃に学校に用意されている申請書を取得しご提出をお願いします。

4. 支給費目について

通学費、学校給食費、学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費、修学旅行費等の一部を支給します。支給費目・金額については支弁区分※によって異なります。

なお、通級指導教室に通級している方は通学費のみが支給対象です。

※裏面の「6. 支弁区分の決定について」をご参照ください。

5. 通学費について ※必ずご確認ください

本制度を申請いただくと、支弁区分に応じて通学費の全部または一部を補助いたします。ただし、通常の登下校の経路を外れる場合は、その一部の経路が通学経路と同じとなっている場合でも全区間が支給対象外となります。

また、デイサービスを利用した場合も支給対象外です。デイサービスの利用状況に関して各学校の事務担当者まで必要に応じてご連絡ください。

通学費1日の支給上限金額は以下のとおりとなります。

- ・支援学級在籍者 : 『①自宅⇄在籍校』の1往復に要する経費
- ・通級指導教室通級者 : 『②自宅⇄通級校』、『③在籍校⇄通級校』、『④自宅⇒通級校⇒在籍校』、『⑤在籍校⇒通級校⇒自宅』のいずれかの区間で要する経費

なお、通学費は最も経済的な経路を利用する等の注意点がございますので、裏面をご確認ください。

特に公共交通機関を利用される場合は、定期券の写しやIC定期券内容控え等が必要となりますので、ご注意ください。

●自家用車を利用する場合

各年度に定められたガソリン単価（車種※により変動）を用いて、自宅から学校までの通学距離に乗じて算出された金額を、登下校の回数分支給します。通学距離は原則最も経済的な経路での計測となります。

なお、保護者の通勤途中等に児童生徒を学校へ送迎する場合は支給対象外です。

※車種とは車検証に記載されている車種（軽自動車等）となります。

●公共交通機関を利用する場合 ※定期券の写し等を保管してください

①特別支援学級に在籍している場合

原則、夏休み期間である8月を除く期間を最も経済的な方法で購入した定期券が支給対象です。期間について4月～7月は3か月・1か月定期券、9月～3月は6か月・1か月定期券を購入してください。療育手帳・身体障害者手帳をお持ちの方は、公共交通事業者の割引制度を最大限活用した金額が支給対象となります。

支給金額の決定のため、**定期券の写し**・**IC定期券内容控**・**ICカード使用履歴**を学校へご提出いただきますので、定期券更新前や一定期間毎に写しを保管してください。

※8月を含む6ヶ月定期券等を購入された場合は、8月分を除いた5ヶ月分（購入額の6分の5）が支給対象となりますのでご注意ください。

※IC定期券内容控は『名前・期間・乗車区間運賃・割引の有無』が確認できるものになります。領収書だけでは上記内容が確認できませんのでご注意ください。

②通級指導教室に通級している場合

原則として最も経済的な経路での支給となります。通級校で把握している通学経路で『出席した日数分×片道（往復）に要する費用』にて通学費を算出します。

6. 支弁区分の決定について

前年中の収入状況を基に各世帯の控除額（社会保険料、生命保険料等）及び各世帯の年齢構成等（小・中学校に在籍、特別支援学級に在籍等）によって異なる生活保護基準額を用いて算出し、支弁区分Ⅰ～Ⅲを決定いたします。

7. 問い合わせ先

在籍している学校または船橋市教育委員会学務課 Tel 047-436-2852

市ホームページ

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/teate/005/p1008696.html>

